特定非営利活動法人エンディングセンター

# 役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人エンディングセンターの定款第19条に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

# (報酬及び費用の支給)

第2条 定款第19条1項の定めにかかわらず、役員報酬は一切支給しない。 ただし、2項の定めにより、役員の職務を執行するために要した費用として、 交通費等は別途支給することができる。

(改廃)

第3条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第4条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

# 就業規則

特定非営利法人エンディングセンター

- (3) 本人の都合により、契約期間の途中で退職を願い出て団体が承認したとき。…団体が退職日として承認した日
- (4) 職員の行方が不明となり、1か月以上連絡がとれない場合であって、解雇手続をとらないとき。 …1か月を経過した日
- (5) 職員が解雇されたとき。…解雇の日
- (6) その他、退職につき労使双方が合意したとき。…合意により決定した日

# (自己都合による退職手続)

第48条 職員が自己の都合により退職しようとするときは、原則として退職予定日の1か月前までに、団体に申し出なければならない。退職の申出は、やむを得ない事情がある場合を除き、退職届を提出することにより行わなければならない。

# (退職及び解雇時の手続)

- 第49条 職員が退職し、又は第58条(解雇)の規定により解雇された場合は、団体から貸与された物品その他 団体に属するものを直ちに返還し、団体に債務があるときは退職又は解雇の日までに精算しなければな らない。また、返還のないものについては、相当額を弁済しなければならない。
  - 2 団体は、その他必要な手続を行う。また、職員の権利に属する金品について返還するものとする。
  - 3 退職し、又は解雇された職員が、退職証明書又は解雇理由証明書を請求したときは、団体は遅滞なくこれを交付するものとする。
  - 4 退職し、又は解雇された職員は、退職し、又は解雇された後もその在職中に行った職務、行為並びに離 職後の守秘義務に対して責任を負わなければならない。
  - 5 退職し、又は解雇された職員が、前項に違反し、団体が損害を受けたときは、その損害を賠償しなけれ ばならない。

# 第6章 賃金

(賃金)

第50条 職員の賃金は、別に定める「賃金規程」による。

# 第7章 表彰・懲戒

#### (表 彰)

第51条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、審査のうえ表彰することができる。

- (1) 品行方正、技術優秀、業務熱心で他の者の模範と認められる者
- (2) 災害を未然に防止し、又は災害の際、特に功労のあった者
- (3) 業務上有益な発明、改良又は工夫、考案のあった者
- (4) 永年にわたり無事故で継続勤務した者
- (5) 社会的功績があり、団体及び職員の名誉となった者
- (6) その他前各号に準ずる程度に善行又は功労があると認められる者
- 2 前項の表彰は、賞状を授与し、これを行う。

# 賃 金 規 程

特定非営利法人エンディングセンター

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利法人エンディングセンター(以下「団体」という。)の職員の賃金 に関する事項を定めるものである。

#### (適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条(適用範囲)に定める職員に適用する。ただし、パートタイマー、嘱託及びアルバイトである職員(以下「パートタイマー等」という。)の賃金に関する必要な事項について個別労働契約または別規程等により別段の定めをしたときはその定めによるによるものとし、本規則は適用しない。

# 第2章 賃金 第1節 月例賃金

#### (賃金の構成)

- 第3条 賃金の構成は次のとおりとする。
  - (1)基本給
  - (2) 役職給
  - (3)諸手当

特別手当

通勤手当

(4) 超過勤務手当

時間外勤務手当

深夜勤務手当

休日出勤手当

#### (基本給)

- 第4条 基本給は、職員各人の職務の内容、成果、意欲、遂行能力及び経験等を総合考慮のうえ決定する。
  - 2 基本給は、原則として年1回4月に、本人の勤務成績、団体の業績等を勘案して決定する。
  - 3 団体の業績や職員の勤務成績により、改定時期を延期したり、又は改定を行わないことが ある。

#### (役職給)

第5条 役職給は、職員の役職の責任及び役割に対して支給する。金額は役職や役割に応じて団体で 決定する。

#### (特別手当)

第6条 特別手当は、職員の職務内容及び能力等考慮して支給することがある。金額は個別に団体で

決定する。

#### (通勤手当)

- 第7条 通勤手当は、通勤に要する3か月分の定期券代等の実費を、原則として3ヶ月毎に支給する。ただし、1ヶ月あたりの金額の上限を50,000円とする。
  - 2 前項に規定する通勤手当は、支給事由が発生した月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、賃金計算期間の途中に入職、退職、休業又は復職した場合における 当該事由の発生した月の通勤手当の額は、第14条(中途入社等の場合の日割計算)の定めるところによる。
  - 3 原則として通勤交通費を受ける資格のある者は、本人の住居より勤務箇所までの直線距離 が2kmを越える者である。ただし団体が認めた場合はその限りではない。

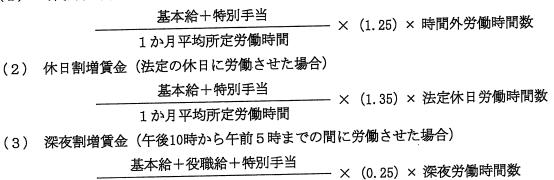
# (変更の届出義務、不正の届出)

- 第8条 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合は、1週間以内に団体に届けなければならない。
  - 2 前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給した ときは、その返還を求め、就業規則第53条(懲戒の事由)に基づき懲戒処分を行うことが ある。

#### (超過勤務手当)

- 第9条 超過勤務手当は、次の算式により計算して支給する。ただし、就業規則第22条(適用除外) に該当する者は、第1号及び第2号の時間外、休日に関する割増賃金は適用しない。
  - (1) 時間外割増賃金(法定労働時間を超えて労働させた場合)

1か月平均所定労働時間



# 第2節 賃金の支払いと計算

# (賃金の支払方法)

第 10 条 賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、職員が希望した場合は、その指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。

#### (賃金の控除)

- 第11条 次に掲げるものは、賃金から控除する。
  - (1) 源泉所得税
  - (2) 住民税
  - (3) 健康保険及び厚生年金保険の保険料(介護保険料を含む。)の被保険者負担分
  - (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
  - (5) 労使協定により賃金から控除することとしたもの

#### (1か月の平均所定労働日数及び平均所定労働時間)

- 第12条 この規程における1か月あたりの平均所定労働日数は、「年間所定労働日数÷12」とする。
  - 2 この規程における1か月あたりの平均所定労働時間は、「平均所定労働日数×1日所定労働時間数」とする。

#### (賃金の計算期間及び支払日)

- 第13条 賃金は、前月11日から当月10日までの分について、当月25日に支払う。ただし、賃金 支払日が金融機関の休日にあたるときは、その直前の金融機関営業日に支払う。
  - 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員(本人が死亡したときはその者の収入によって生計を維持されていた者)の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
    - (1) 職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
    - (2) 職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は親族の葬儀を行い、その臨 時の費用を必要とする場合
    - (3) 職員が死亡した場合
    - (4) 職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事情により1週間以上に わたって帰郷する場合その他特別の事情があると団体が認めた場合

#### (中途入職時等の場合の日割計算)

- 第 14 条 賃金計算期間の途中に入職、退職、休業又は復職した場合は、その月の賃金を下記の算式 により計算して支払う。
  - (1) 基本給及び役職給、特別手当 基本給+役職給+特別手当 当該月の所定労働日数 ×出勤日数
  - (2) 通勤手当

通勤手当については、出勤日に要した実費を支給する。

#### (欠勤等の場合の時間割計算等)

- 第15条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として1日又は1時間 当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くもの とする。ただし、賃金計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額のすべてを支給しない ものとする。
  - (1) 遅刻・早退・私用外出等の控除

(2) 欠勤控除

基本給+役職給+特別手当 1か月平均所定労働日数

#### (休暇等の賃金)

- 第16条 就業規則第23条(年次有給休暇)及び就業規則第26条(特別休暇)に定める休暇の期間は、 所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
  - 2 次の休暇及び休業期間等は無給とする。ただし、団体が必要と認めるときは、賃金の全部又は一部を支給することがある。
    - (1) 公民権行使の時間
    - (2) 産前産後休業
    - (3) 母性健康管理のための休暇等の時間
    - (4) 生理日の措置の日又は時間
    - (5) 育児時間
    - (6) 育児・介護休業期間 (勤務時間の短縮の場合は短縮された時間)
    - (7) 子の看護休暇及び介護休暇
  - 3 団体の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

# 第3章 その他

#### (規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、運営委員会で審査し理事会の決議による。

#### 附 則

- 1 この規則は、2008年4月11日に制定、実施する。
- 2 この規則は、2016年1月11日に改訂、実施する。

# 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人エンディングセンター	事業年度	R2年4月1日~R3年3月31日
-----	---------------------	------	------------------

- 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]
  - ※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動 促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1	) 収益の源	泉別	の明細
11	/ 1A III. V / 10/1	71/71.1	~~・フョル四

収益源泉の内訳	金額
会費収入	23,171,000円
課題を追及する葬送の普及事業収入	12,938,470 円
葬送支援事業収入	2,311,785 円
調査研究・出版事業収入	7,548 円
講座・シンポジウム開催事業収入	80,641 円
教育・研修事業収入	0円
寄付金収入	5,983,846 円
利息収入	10,794 円
その他収入	147,001 円
その他収入(持続化給付金・家賃支援給付金等)	2,994,038 円
	円
	円
	円
	円
合 計	47,645,123 円

#### (2) 借入金の明細

	借	入	先	金	額	
なし						円
						円
						円
						円
						円
	合		計			円

(3)	その他					
72	1		 		 	

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件	(1)	(	1	)	箵	産	の	譲	度に	.係	る	料	会及	37	バ条	:44	:华	Ξ
--------------------	-----	---	---	---	---	---	---	---	----	----	---	---	----	----	----	-----	----	---

譲渡資産の内容	料 金	条件等
エンディングノートの販売	800円	会員割引あり。727円
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

#### (2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料 金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

# (3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料 金	条 件 等
葬送普及事業・合同祭祀参加費	8,000 円	会員割引あり。3,000円
終活講座参加費	1,000 円	会員割引あり。800円
さくら講座	500 円	会員割引あり。300円
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		9,309,096 円	墓地の企画料
		2,692,822 円	墓地の企画料
		150,000 円	死後サポート収入
		150,000 円	死後サポート収入
		130,000 円	死後サポート収入

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

(2)	費用の生する取り	引の上位5百		
	氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
			2,056,000 円	会報誌作成・印刷
			1,735,425 円	会報誌発送作業代行等
			1,640,500 円	記帳代行料等
			1,440,000 円	事務所家賃
			601,497 円	チラシ等印刷費用

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	譲 渡 年月日	譲 渡 価 格	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

# ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

# ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対価の額	役務提供の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	·
				円	

4 **寄附者に関する事項** [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受 領	年 月	日
なし					円	1	•	
					円		•	
					円	<u> </u>		
					円		•	
					円		•	
					円			
					円	<u> </u>	•	
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円			
					円	1		
					円			
					円			
					円		•	
	1.1		•		円			
					円			
					円			
					円			
					円	·   .		

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

16人 24,799,413円	給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
										16 人										2	4,7	99,	,41	3 円

6 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
なし				
	合 計			

7 海外への送金等に関する事項(その金額が200万円以下の場合に限る。)[⑦200 万円以下の海外への 送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使	途	金	額
なし				

#### 認定基準等チェック表 (第3表)

法人名	特定非営利活動法人エンディングセンター	チェック 欄
り、国民の	グルスグダフTP(1-1811 - アンタバー-1811ドス 甘洗にご立入 1 - マン・スート	

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- $\circ$

(初葉)

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1

		\	_		項	目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	分				_		①	2	3	4	5
<b>a</b>	R2 年 4	4月	1日~	R3 年	3月	31 日	8人	0人	0 %	0人	0%
Ф	年	月	日~	年	月	目	人	人	%	人	%
©	年	月	日~	年	月	日	人	人	%	人	%
<b>@</b>	年	月	日~	年	月	月	人	人	%	人	%
e	年	月	日~	年	月	目	人	人	%	人	%
Ð	年	月	日~	年	月	日	人	人	%	人	%
申			請			時	人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	(e)	Ð	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等						-	
	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

#### (注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、

項目	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受け ている	はいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい・・・・いえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はいいえ	) はい ・ いいえ	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ	はい・・・いえ	はい・・・いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# **健 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。**

\_

項	目	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時
費途が明らかでないる 載がある等の不適正な	5出がある、帳簿に虚偽の記 2経理の有無	有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

#### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

		「認定基準等ナェック表」(第3表)記載要	7月
項	目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄		区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」 及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、 平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のと おりに記載します。
ハの各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期間(「@」から「①」を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「〇」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「〇」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期 間(「@」から「①」)を示したものです。	

# 記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

# 役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時
役 員 数	8人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
						就	任	等の	り状	況	
氏 名	住 所	職名	続柄等	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時	就任・退任 年月日
井上治代		理事		0							就任 平成 19 年 7 月 17日
宗田裕美子		理事		0							就任平成 19 年7月17日 退任 令和3年3月 29日
鈴木和子		理事		0							就任 平成 19 年 7 月 17 日
山根千代		理事		0							就任 平成 22 年 6 月 19 日
塚本忠昭		理事		0							就任 平成 27 年 6 月 6 日
岡本一惠		理事		0	0					就任 平成 28 年 6 月 5 日	
竹内純一		監事		0							就任 平成 30 年 6 月 3 日 退任 令和 2 年 6 月 11 日
竹内純一		理事		0							就任 令和2年6月 11日
木下道之助		理事		0							就任 令和元年6月 15日 退任 令和2年6月

野口和子	理事	0				就任 令和元年6月 15日
高鳥久代	監事	0				就任 令和2年6月 11日

#### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	名 特定非営利活動法人エンディングセンター										
伝	票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間							
総勘定元帳	nic c	会計ソフト使用	週1回	7年							
		ルーズリーフ									
仕訳日記帳	Til Control	会計ソフト使用	週1回	7年							
		ルーズリーフ									
現金出納帳	Ž	表計算ソフト使用	都度	7年							
		ルーズリーフ									
棚卸資産台	候	表計算ソフト使用	月1回	7年							
		ルーズリーフ									
固定資産台	候	表計算ソフト使用	年1回	7年							
		ルーズリーフ									
給与台帳		給与ソフト使用	月1回	7年							
		ルーズリーフ									
	-										

#### (記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更 がないときは、添付を省略することができます。

#### 認定基準等チェック表 (第4表)

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1									
	項	目	<b>a</b>	9	©	<b>@</b>	(e)	Ð	申請時
	宗教の教義を広め、儀式 教化育成する活動	を行い、及び信者を	有(無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	政治上の主義を推進し、 反対する活動	支持し、又はこれに	有(無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	特定の公職の候補者若り 又は政党を推薦し、支持 対する活動		有(無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

項目	<b>a</b>	Ф	0	<b>@</b>	e	Ð	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有(無	有•無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有(無	)有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有·無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有(無	有・無	有・無	有·無	有·無	有∙無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無	有(無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

#### (注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(初葉)

# 認定基準等チェック表 (第5表)

チェック欄 特定非営利活動法人エンディングセンター 法人名 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事 0 務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項 等を記載した書類 へ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをそ 意 の事務所において閲覧させることに同意する。 する しない ※夏覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。 ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の 氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等 (定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ハ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 = 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊 の関係のある者との取引 朩 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する 寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月 В ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

#### (注意事項)

認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要 があります。

⑦ 海外への送金又は金銭の特出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

# 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人エンディングセンター	
-----	---------------------	--

#### 認定基準等チェック表 (第6表)

29条の規定により所轄庁に提出していること										
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無										
	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	Ð				
	有 • 無	有 • 無	有・無	有 • 無	有 • 無	有・	無			
,										

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利										
益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと										
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無										
	申請時									
有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有	• 4	無								
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく <b>書</b> 類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。										

#### 認定基準等チェック表 (第8表)

す業年度     月 日~ 月 日     設立年月日     平成 年 月 日	8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過し										過し	チェック欄
事業年度 月日 日 設立年月日 平成 年 月日	て I	いること 										
		事業年度	月	日~	月	月	設立年月日	平成	年	月	日	

#### (注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

# 欠格事由チェック表

	八田学四ノエノノ教	
法人名	特定非営利活動法人エンディングセンター	チェック機
人1 ローハー 234 56は イーローハーニ 定に イ認役 た例 いし罰 認定国、関国次定員認場認禁者特く金暴定款税特係税の暴		M認定を取り消され 活動法人又は当該特 しないもの から5年を経過しな 法 204 条等 <sup>(注1)</sup> 若 反したことにより、 を経過しない者 至過しない法人( 配割 である。
	カ団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 	
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有無
П	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者の有無	有無
7	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有無
=	暴力団の構成員等の有無	有·無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はいくいいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はいしいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を(注1)その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付す、(注2)役員報酬規程等提出書には添付不要	添付すること
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はしいいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
1 1	暴力団	はい(いいえ)
	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はいくいいえ